

地方独立行政法人法の改正に伴う評価委員会の役割変更について

1. 経緯

(1) 独立行政法人通則法の一部改正（平成 26 年改正・平成 27 年 4 月 1 日施行）

主務大臣の下で政策の P D C A サイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性を向上させるため、主に評価主体を各省評価委員会から主務大臣へ変更するなどの改正が行われた。

(2) 地方独立行政法人法の一部改正（平成 29 年改正・平成 30 年 4 月 1 日施行）

上記を受けて、総務省は「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」を発足。研究会報告書を踏まえ、「地方自治法等の一部を改正する法律案（地方独立行政法人法の一部改正案含む）」を国会に提出し、平成 29 年 6 月通常国会で議決し公布された。本改正では、独立行政法人通則法の改正を受け、地方独立行政法人制度における評価委員会の役割が整理された。独立行政法人通則法と同じく、評価主体を地方独立行政法人評価委員会から設立団体の長（市長）へ変更するなどの改正が行われた。

表 1 役割が整理された主な項目

項目	現行法（根拠条文）	改正後（根拠条文）	
業務実績の評価	①毎事業年度の業務実績についての評価	評価委員会が実施（§ 28 I）	市長が実施（§ 28 I ①）
	②中期目標期間終了直前に見込まれる業務実績についての評価	（新設）	市長が実施（§ 28 I ②） <u>評価委員会の意見が必要</u> （§ 28IV）
	③中期目標期間における業務実績についての評価	評価委員会が実施（§ 30 I）	市長が実施（§ 28 I ③）
	④評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告	評価委員会が実施 （§ 28Ⅲ、§ 30Ⅲ）	市長が実施（§ 28VI）
市長が認可・承認等をする際の事前意見提示	⑤中期目標の設定、変更	評価委員会の意見が必要（§ 25Ⅲ）	<u>評価委員会の意見が必要</u> （§ 25Ⅲ）
	⑥中期計画の認可	評価委員会の意見が必要（§ 26Ⅲ）	（廃止）
	⑦中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直し	評価委員会の意見が必要（§ 30 II）	<u>評価委員会の意見が必要</u> （§ 30 II）
	⑧業務方法書の認可	評価委員会の意見が必要（§ 22Ⅲ）	（廃止）
	⑨財務諸表の承認	評価委員会の意見が必要（§ 34Ⅲ）	（廃止）
	⑩剰余金の利用の承認	評価委員会の意見が必要（§ 40 V）	（廃止）
	⑪限度額を超える短期借入金の認可	評価委員会の意見が必要（§ 41IV）	（廃止）

※ その他、評価委員会は、条例の規定によりその権限に属された事項を処理できる。（§ 11 II ⑥）

→条例の規定により、市長が実施する事項に対して、引き続き評価委員会に意見を聴くことができる。

2. 評価委員会の業務について

(1) 本市における評価委員会の役割（考え方）

平成24年4月地方独立行政法人堺市立病院機構を設立して以降、第三者で組織された評価委員会の評価を経て、法人は業務運営を行ってきた。今回の改正で評価主体は市長（設立団体の長）となったが、法人の業務運営について引き続き信頼性の高い評価を実施するためには、専門的かつ客観的な第三者の意見が必要であると判断し、下記項目について、評価委員会に意見を求める。

表2

市長が実施する事項	根拠		評価委員会の 関与
	地方独立 行政法人法	条例	
①毎事業年度の業務実績についての評価（§28 I ①）	—	○	○
②中期目標期間終了に見込まれる業務実績についての評価（§28 I ②）	◎ （§28IV）	/	◎
③中期目標期間における業務実績についての評価（§28 I ③）	—	○	○
④中期目標の設定、変更（§25 I）	◎ （§25III）	/	◎
⑤中期計画の認可（§26 I）	—	○	○
⑥中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直し（§30 I）	◎ （§30 II）	/	◎

(2) 改正後の評価委員会の業務（一覧）

市長が評価・認可等をする際の意見聴取に対する意見提示	①中期目標を定める又は変更する際の意見（第25条第3項） ②中期計画の作成・変更を認可する際の意見（条例） ③毎事業年度の業務実績の評価を行う際の意見（条例） ④中期目標の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績の評価を行う際の意見（第28条第4項） ⑤中期目標期間における業務実績の評価を行う際の意見（条例） ⑥中期目標の終了時に見込まれる業務実績評価を受けて、業務を継続させる必要性等の検討を行う際の意見（第30条第2項） ⑦出資等に係る不要財産の納付等に関する認可を行う際の意見（第42の2条第5項） ⑧重要財産の処分に関する認可を行う際の意見（第44条第2項）
意見提示	①役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見（第56条第1項、第49条第2項）

3. 今後の進め方（評価委員会スケジュール案）

（1）平成30年度 評価の進め方（予定）

	地方独立行政法人	堺市（設立団体）	評価委員会
6月末	①報告書（法人自己評価）を設立団体の長へ提出		
7月		②報告書を受けて、評価案の提示	
評価委員会開催（1回開催予定）			
8月		④評価結果確定 法人へ評価結果を通知 必要な場合は、業務改善勧告 ⑤市議会へ評価結果報告	③評価案に対する意見
8月議会			

（2）平成30年度以降の開催予定

年度		意見聴取事項	開催回数
30年度	2期 4年度	平成29年度業務実績評価	1回程度
31年度	2期 最終年度	平成30年度業務実績評価 中期目標終了時に見込まれる業務実績評価 （評価後、組織・業務全般の見直し検討） 第3期中期目標作成 第3期中期計画認可	5回程度
32年度	3期 初年度	平成31年度業務実績評価 中期目標期間の業務実績評価	2回程度
33年度	3期 2年度	平成32年度業務実績評価	1回程度
34年度	3期 3年度	平成33年度業務実績評価	1回程度
（随時）		中期目標・中期計画の変更、その他意見聴取が必要な場合	